

高額医療費共同事業・ 保険財政共同安定化事業について

平成21年12月9日(水)

大分県国保充実強化推進協議会担当者専門研修

大分県国民健康保険団体連合会

◆高額医療費共同事業

1.高額医療費共同事業の概要

国民健康保険の事業は市町村単位で運営されていることから、小規模保険者において予想外の高額な医療費が生じた場合、保険財政に与える影響は大きなものがある。

このため、国保連合会が実施主体となり、都道府県ごとに会員である市町村を対象に高額な医療費の発生に対する再保険的な事業を行い、財政運営の安定化を目指している。

国保連合会は、市町村から医療費等に応じた額を拠出金として徴収し、高額な医療費(80万円以上のレセプトが対象)が発生した場合に交付金を交付する仕組みとなっている。

国及び都道府県は、市町村に対して、それぞれ標準高額医療費共同事業拠出金の4分の1に相当する額を毎年度負担するとされている。

2.高額医療費共同事業の交付金および拠出金

(1)交付金の算定

高額医療費共同事業交付金(=高額医療費共同事業基準拠出対象額)

①交付基準:医療費等の80万円を超える部分の合算額 × 100分の59

②交付金の対象:前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に支出負担行為をした医療費等を対象とする。

一般被保険者が同一の月にそれぞれの病院等で受けた療養に係るもの。

※医療費等とは、療養の給付に要した費用、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費もしくは特別療養費または移送費の支給に要した費用をいう。

例 レセプト1件あたり医療費が1,000,000円の場合

$$(1,000,000円 - 800,000円) \times \frac{59}{100} = 118,000円 \leftarrow \text{交付金}$$

(2)拠出金の算定

①大分県内市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額総額

× ②当該市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額(前々年度及び直前の2箇年度の合算額)

③大分県内市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額(同上)

例 平成22年度予算 A市の場合(単位:千円)

$$\text{①} 2,450,000(\text{H}22) \times \frac{\text{②} 70,000(\text{H}18) + 75,000(\text{H}19) + 65,000(\text{H}20)}{\text{③} 1,700,000(\text{H}18) + 1,800,000(\text{H}19) + 1,720,000(\text{H}20)} = 98,563 \quad (8,214) \leftarrow \text{1月当たり}$$

年計(概算額)

(3)交付金の交付方法と拠出金の納付方法

①交付金 国保連合会で金額を決定し、市町村に通知後申請を受けた後に交付する。毎年度12期に分けて交付する。交付時期は、5月から翌年4月までとする。

②拠出金 上記と同様に通知し、納入してもらう。第1期から9期までは概算拠出とし、第10期から12期は確定拠出とする。拠出時期は上記と同様。納期限は毎月21日を基準日とする。

※延滞金:保険者が期限までに拠出金を納付しないときは、年率14.5%の延滞金を徴収する。

(4)都道府県による指導と事業の報告

都道府県は、高額医療費共同事業の主旨を踏まえ、事業が円滑に行われるよう必要な指導を行うこととされている。

国保連合会は事業の実施状況について翌年度4月末日までに都道府県知事に報告し、都道府県知事はこの報告内容を厚生労働省へ報告する必要がある。

◆保険財政共同安定化事業

1. 保険財政共同安定化事業の創設

平成17年12月18日の総務・財務・厚生労働の3大臣合意において、都道府県内の市町村国保間の保険税の平準化および財政の安定化を図るため、1件30万円以上の医療費を対象とした市町村国保の拠出による事業を平成18年10月から実施することが示された。

2. 保険財政共同安定化事業の交付金および拠出金

(1) 交付金の算定

- ① 交付基準額: レセプト1件当たり30万円を超えるもの。
- ② 交付対象額: 交付基準額を超えるレセプトの8万円を超え80万円までの部分の総額の100分の59を乗じた額。(保険財政共同安定化事業基準拠出対象額)
- ③ 交付金の対象: 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に支出負担行為をした医療費等を対象とする。
一般被保険者が同一の月にそれぞれの病院等で受けた療養に係るもの。

【例】レセプト1件あたり医療費が1,000,000円の場合

$$(800,000円 - 80,000円) \times \frac{59}{100} = 424,800円 \leftarrow \text{交付金}$$

(2) 拠出金の算定

- ① 大分県内市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額 $\times \frac{1}{2} \times$
 - ② 当該市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額
(前々年度及びその直前の2箇年度の合算額)
 - ③ 大分県内市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額
(同上)
 - ④ 当該市町村の一般被保険者数(前々年度)
 - ⑤ 大分県内市町村の一般被保険者数(同上)
- ① 大分県内市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額 $\times \frac{1}{2} \times$

【例】平成22年度予算 A市の場合(単位:千円)

$$\text{①} 15,822,000(\text{H}22) \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{②} 210,000(\text{H}18) + 442,000(\text{H}19) + 400,000(\text{H}20)}{\text{③} 7,000,000(\text{H}18) + 15,000,000(\text{H}19) + 13,500,000(\text{H}20)} +$$

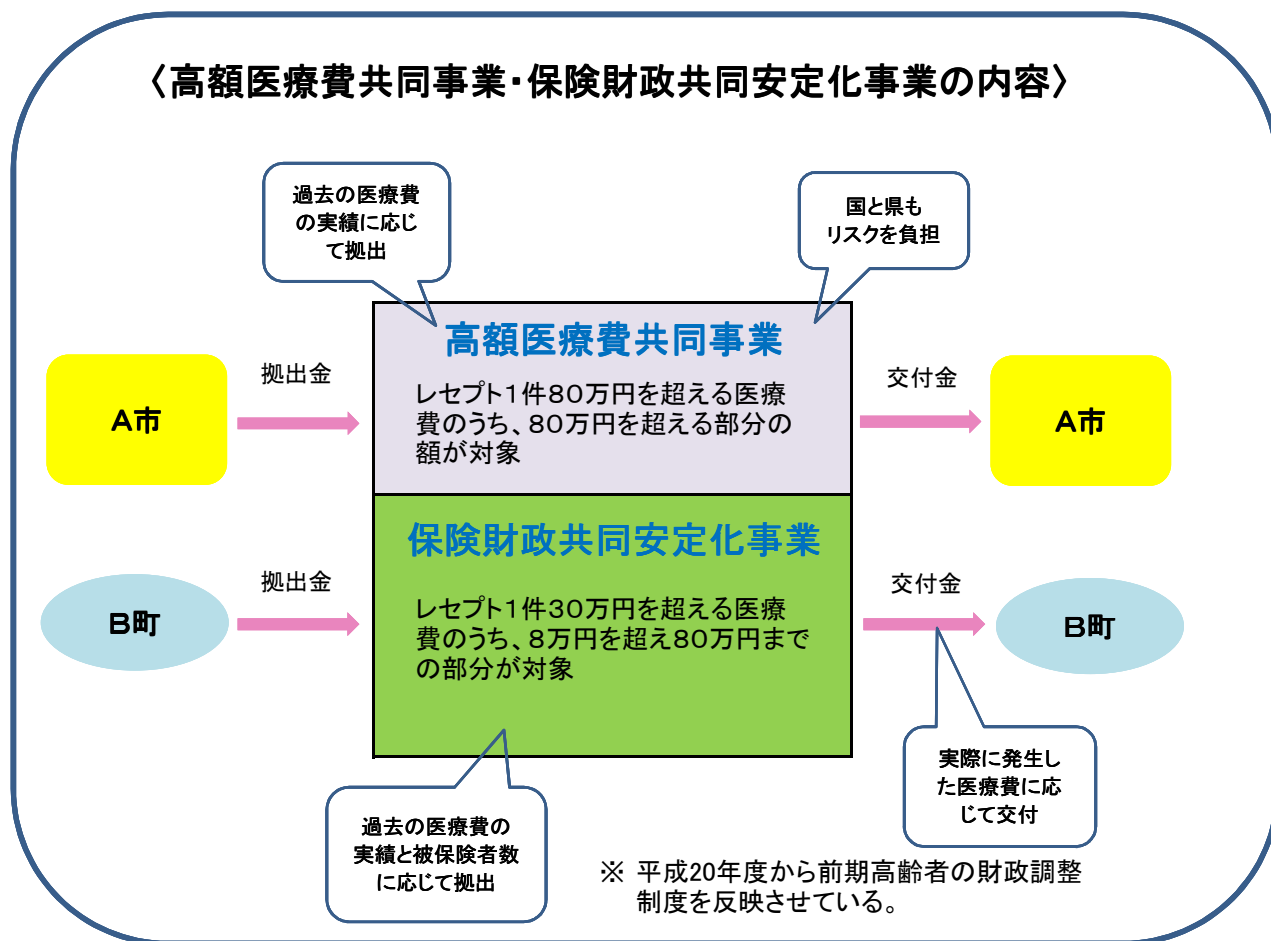
$$\text{①} 15,822,000(\text{H}22) \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{④} 100,000 \text{人}(\text{H}20)}{\text{⑤} 3,700,000 \text{人}(\text{H}20)} = 448,244 \text{ (37,354} \sim \text{1月当たり)}$$

↑ 4月末～翌3月末の被保険者数を足したもの

(3) 交付金の交付方法と拠出金の納付方法

- ① 交付金 国保連合会で金額を決定し、市町村に通知後申請を受けた後に交付する。毎年度12期に分けて交付する。交付時期は、5月から翌年4月までとする。
- ② 拠出金 上記と同様に通知し、納入してもらう。第1期から9期までは概算拠出とし、第10期から12期は確定拠出とする。拠出時期は上記と同様。納期限は毎月21日を基準日とする。
※延滞金: 保険者が期限までに拠出金を納付しないときは、年率14.5%の延滞金を徴収する。

〈高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の内容〉



■事業の実施状況

年度	療養諸費	高額医療費共同事業				
		事業対象分	割合	拠出金	交付金	差額
平成20年度	3,839,192 件	10,130 件	0.26 %	1,723,585 千円	1,723,585 千円	0 千円
	89,862,673 千円	12,997,555 千円	14.46 %			

年度	療養諸費	保険財政共同安定化事業				
		事業対象分	割合	拠出金	交付金	差額
平成20年度	3,839,192 件	72,663 件	1.89 %	13,544,216 千円	13,544,216 千円	0 千円
	89,862,673 千円	41,459,051 千円	46.14 %			

◆超高額医療費共同事業

- ①実施主体
国民健康保険中央会
- ②事業対象
各都道府県国保連合会
- ③超高額医療費
1件当たり420万円を超えるレセプトが対象(国保中央会が行っている特別審査分)
- ④拠出金
各都道府県国保連合会が国保中央会に対して拠出する。(過去3箇年度分の実績を按分)
- ⑤交付金
420万円超のレセプトの200万円を超える額×0.2×交付率(85%~95%)